

木更津市プロモーション動画制作事業受託候補者選定審査要領

(目的)

第 1 この要領は、木更津市プロモーション動画制作事業に係る受託候補者の選定を適切に行うために定める。

(審査委員会)

第 2 審査委員会は、木更津市プロモーション動画制作事業受託候補者選定委員会設置要領による。

(審査の項目)

第 3 公募型プロポーザル方式における審査の項目は、別表のとおり 7 項目とする。

(審査方法及び受託候補者の選定)

第 4 審査方法は、審査委員会が別表の審査の項目について審査、採点し、その得点を合計したものを事業者の評価点として、最も評価点の高い事業者を本業務の受託候補者、次点を準受託候補者として選定する。

2 最も評価点の高い事業者が複数ある時は、委員個人の合計点が高い人数の多い提案事業者を受託候補者とし、さらに同点の場合は、「見積価格」の点数が高い事業者を受託候補者に選定する。

3 参加した事業者が 1 者であった場合は、出席委員の合計点の平均が 50 点以上であり、かつ、出席員の過半数の承認を得た場合に、受託候補者として選定する。

(失格要件)

第 5 本プロポーザル参加者が次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- (1)木更津市及び他の事業者に対して、本プロポーザルに関する援助を直接的または間接的に求めたとき。
- (2)他の事業者の協力者であったとき。
- (3)「木更津市プロモーション動画制作事業業務委託プロポーザル実施要領」に定める手続き、方法等を遵守しないとき。
- (4)出席委員の合計点が、出席委員の数×50 点(審査項目のすべてが「普通」の点数合計)未満である場合
- (5)審査項目中に 0 点の項目が 1 つ以上あったとき。

(審査結果)

第 6 審査の結果については、事業者に対し、書面により通知するものとする。

附則

この要領は、令和 7 年 5 月 9 日から施行する。